

四日市市告示第543号

令和7年9月25日付で、水難救護法（明治32年法律第95号）第24条第1項の規定に基づき沈没品を拾得したものから、その物件の引渡しをうけたので、同法第25条第2項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、沈没品を所有者に引渡しますので、心当たりの方は四日市市役所危機管理課まで申し出てください。

令和7年10月1日

四日市市長 森 智 広

1 沈没品（引渡しをうけた物件）

FRP製ボート 全長4.8m 全幅1.2m

2 拾得場所

四日市港霞ヶ浦南埠頭72号岸壁全面水域

3 拾得年月日

令和7年9月21日

4 保管場所

四日市市霞2丁目

5 その他

告示後6か月経過し、引渡し申し出がない場合は、処理を行います。